

大阪市立東洋陶磁美術館利用料金要項

制定 平成 31 年 4 月 1 日

大阪市博物館機構規程第 38-3 号

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪市立東洋陶磁美術館利用規程(以下「規程」という。)第7条利用料金について、必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の納付時期)

第2条 規程第7条第 1 項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)は、あらかじめ館長が定める日までに支払わなければならない。

(施行の細目)

第3条 この要項の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規定の施行前に納付された利用料金については、なお従前の例による。